

令和5年2月24日

宇陀市長 金剛 一智 様

宇陀市政治倫理審査会

会長 石 本 直 近

答 申 書

令和4年10月19日付け宇人事第82号で宇陀市長より諮問された件について、宇陀市政治倫理条例第7条第2項第3号の規定により、次のとおり答申いたします。

1. 諮問事項に係る対象者の氏名 宇陀市議会議員 廣澤 孝英（以下「廣澤議員」という）

2. 諮問の内容

(1) 諮問書の提出日

令和4年10月19日

(2) 諮問の趣旨

ア 令和4年9月7日、廣澤議員が、市長が令和4年6月議会本会議初日に提案した議案「宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について（宇陀市榛原駅前交流施設に係るもの）」を本会議2日目に取り下げたことについて、この行為は誰かから市長に圧力があつたのではないかと農林商工部長を議会図書室に呼びだし問いただす恫喝・尋問・強要・軟禁行為があつた（以下「第1諮問事項」という）。

いかなる理由があつても、議員が担当職員を密室に呼び入れ、職員に対して何度も強要・尋問することはあつてはならない行為であるため、市長が議長に調査を依頼し、議長は廣澤議員に事情聴取を試みたが急用を理由に出席を拒んだため、市議会全員協議会を開催するに至つた。

市議会全員協議会において議会議員による調査が行われ、9月7日に議会図書室に廣澤議員と同席した八木議員は、その時のことを尋問に近い状況であったと事実を認めたにも関わらず、当事者である廣澤議員は、「忘れた」「覚えていない」「知らない」と繰り返し、事実確認ができなかった。

イ 令和4年9月20日の市議会本会議において、井戸家副議長への市長答弁の中で廣澤議員の名前を出したことに対する報復なのか、議会終了直後に議場で市長に詰め寄り、大きな声で「喧嘩うってんのか」と恫喝した（以下「第2諮問事項」という）。

上記ア及びイの行為は、市民の代表者（議員）として品位と名誉を損なう行為であり、今後このような状況がまかり通るならば、宇陀市職員を守ることができないと考え、宇陀市政治倫理基準に抵触するものと判断し、諮問した。

(3) 諮問の対象となる事由の該当条項

宇陀市政治倫理条例第4条第1項第1号及び第4号

3. 調査の経過

<令和4年11月2日>

第1回審査会を開催し、諮問内容について確認、審議するとともに、第2諮問事項に関し、当時議場にいた関係者への聞き取り調査を実施すること及び第1及び第2諮問事項につき、廣澤議員、市長、農林商工部長に対する審査会における口頭での意見聴取（以下、単に「意見聴取」という）を依頼することが決定された。

<令和4年11月4日～11月16日>

関係職員（20名）及び市議会議員（13名）に対し、第2諮問事項について、事実確認等をするため聞き取り調査を行った。

<令和4年11月15日>

廣澤議員、市長、農林商工部長に対し意見聴取の実施についての文書を発送した。同日、廣澤議員の代理人となった弁護士（以下、単に「代理人」という）より、代理人となった旨や意見聴取の前提として、諮問書に記載されている全ての資料（資料1から資料9まで）についての開示依頼等が記された通知書が届く。その後電話があり、意見聴取の日（令和4年11月29日）は廣澤議員、代理人ともに都合が悪い旨の連絡があった。

<令和4年11月29日>

第2回審査会を開催し、諮問内容の審議及び市長、農林商工部長に対する意見聴取を行った。

<令和4年12月2日>

代理人に対し、求められた資料の一部（資料4から資料9まで）について、廣澤議員の記憶の喚起及びそのことに基づく当審査会の調査に資することを踏まえ、提供することができる旨の文書を送る。

<令和4年12月13日>

代理人より、資料4から資料9までの送付の依頼並びに改めて全ての資料及び関係者に聞き取りが行われ資料化されたものについて開示を依頼する旨の通知書が届く。

<令和4年12月19日>

代理人に対し、資料4から資料9までを送る。

<令和5年1月4日>

代理人に対し、第1及び第2諮問事項に係る質問事項を送る（文書）。

<令和5年1月17日>

代理人より、質問事項に対する回答が届く（文書）。

<令和5年1月23日>

令和5年1月17日に届いた回答を踏まえ、代理人に対し、再度第1及び第2諮問事項に係る質問事項を送る（文書）。

<令和5年1月30日>

代理人より、再度の質問事項に対する回答及び廣澤議員の弁明が届く（文書）。

<令和5年2月1日>

代理人からの再度の質問事項に対する回答を受け、廣澤議員に対する意見聴取によって確認する予定であった事項について確認できたことから、代理人に対し、意見聴取は実施しないこと並びに開示を求められていた資料1から資料3まで及び関係者に聞き取りが行われ資料化されたものについては開示しない旨の文書を送る（文書）。

<令和5年2月3日>

代理人より、再度資料の開示を求める通知書が届く。

<令和5年2月3日>

改めて、既に関示済みの資料以外の資料の開示は行わないことや弁明の補充があれば受け付けること等について記した回答をする（文書）。

<令和5年2月8日>

代理人より、開示が行われないことに対する抗議及び弁明の補充が届く（文

書)。

<令和5年2月10日>

第3回審査会を開催し、これまでの経緯等を踏まえ、審議する。

<令和5年2月24日>

第4回審査会を開催し、前回に引き続き審議を行い、答申内容を決定する。

4. 審査の結果

(1) 第1 諮問事項について

令和4年9月7日13時50分頃から14時15分頃の間、議会図書室において行われた廣澤議員と農林商工部長との面談時における同議員の一連の言動は、宇陀市政治倫理条例第4条第1項第1号に違反する。

(2) 第2 諮問事項について

令和4年9月20日の市議会本会議終了直後、議場において、廣澤議員が市長に近づき「喧嘩うってますのか」又は「喧嘩うっているんですか」と発言した一連の言動は、宇陀市政治倫理条例第4条第1項第1号に違反する。

ただし、第1 諮問事項については2名の委員の少数意見が、第2 諮問事項については1名の委員の少数意見がある。

5. 理由

(1) 事実の概要

ア 第1 諮問事項に係る事実について

農林商工部長は令和4年9月7日の宇陀市議会定例会2日目終了後、議場を出てすぐ呼び止められた。その後議会図書室に案内され、廣澤議員、八木議員、農林商工部長の3者で面談が行われた。廣澤議員は、農林商工部長との面談の中で、市長が「宇陀市の公の施設の指定管理者の指定について（宇陀市榛原駅前交流施設に係るもの）」の議案を取り下げた理由として、宇陀市議会議員の圧力があつたのか、無かつたのかということについての事実確認を行った。農林商工部長は一貫して圧力はなかつたという趣旨の回答をしたものの、廣澤議員から同様の質問が4回繰り返された。

また、面談の中で、廣澤議員は農林商工部長に対し、同部長の立場的にしんどくなるといった発言があつた。この発言を受け農林商工部長側も、この面談は百条委員会か何かですかと発言した（以上につき、諮問書添付資料4、5）。

イ 第2 諮問事項に係る事実について

廣澤議員が第2 諮問事項に係る発言をした契機は、議会の中での井戸家議員からの一般質問に対する市長の答弁中の発言であり、その内容は「9月7日の本会議が終わってから、廣澤議員が農林商工部長を呼び出し、市議会議員が撤回するよう圧力をかけたのではないかということ強く確認を迫るという出来事がございました。」というもので、該当議員の名前をふせず廣澤議員の個人名を出しての発言であった。

また、議会終了前には西岡議員より議長へ動議の提案がなされ、出席議員の賛同者多数により成立し、西岡議員による動議の提案説明がなされた。採決により賛成者多数の場合は、議長から発言の取消を申し出るように市長へ勧告することとなるが、結果は賛成者少数により動議は否決された（以上につき、令和4年第3回宇陀市議会定例会会議録（第3日））。

上記事実があった議会の終了後、廣澤議員が市長に近づき、「喧嘩うってますのか」又は「喧嘩うっているんですか」と発言した（委任調査の結果報告書の33頁、令和5年1月30日受付の代理人通知書）。

(2) 第1 諮問事項について

当審査会は、諮問庁より事実を証する資料として提出があった、農林商工部長が録音した音声データ（諮問書添付資料5。以下、かかる「音声データ」については、根拠資料の引用を省略する）及び農林商工部長への意見聴取、廣澤議員の代理人による書面回答、その他当審査会の調査結果をもとに審議を行った。

当審査会は、廣澤議員に対しても意見聴取を実施しようとしたものの、代理人から、出席の前提として、諮問書添付資料等の関係資料の提供を求められたことから、検討を行った結果、当審査会が第1 諮問事項について審議するために必要な範囲内で資料を提供することとし、廣澤議員の当時の記憶を喚起しうるに足りる資料として、諮問書添付資料4から同資料9までを代理人に提供した。

かかる資料提供を踏まえ、当審査会は、廣澤議員に対する意見聴取の要否や内容等を検討するために必要な質問事項について、代理人を通じて書面回答を求めることとした。

その結果、当審査会で第1 諮問事項に係る事実について確認すべき事項については、代理人による書面回答によって確認され、また、廣澤議員の弁明も同じく書面によってなされたため、廣澤議員に対する意見聴取は実施しないこととした。

なお、代理人の通知書には、廣澤議員に対する手続保障や慎重審議を求め

る記載があったが、当審査会の趣旨に照らし、もとより慎重審議を行っているものであり、手続保障についても特に問題はないものと考えているが、廣澤議員による十分な弁明の機会を付与すべく、廣澤議員による一度目の書面による弁明がなされた後、改めて弁明の機会を付与することとし、これに基づいて、廣澤議員による二度目の弁明（書面）がなされた（令和5年2月8日受付の代理人通知書）。

ア 恫喝行為の有無について

音声データによれば、廣澤議員の口調は感情を露にしたような、明確に相手を脅して恐れさせる口調は窺えず、結論として、恫喝行為はなかったと考えられる。

ただし、この点については、受け手側がどのように感じたかを十分考慮する必要がある。農林商工部長は、前触れなく廣澤議員に議会図書室へ招かれ、その話題が6月の定例会において一旦提案された議案の取り下げ理由を問うものであったため、何か普段とは異なると感じ恐怖心から録音を行なったとのことであった（農林商工部長への意見聴取の記録）。

このように録音をしないといけないと感じさせる状況にあった点や農林商工部長が議会図書室での出来事をすぐさま市長に報告すべきと判断した点、音声データにある廣澤議員の「あなたの立場的にしんどなる話やさかい」といった一種の脅しともとれる発言による精神的圧迫を踏まえると、一貫して圧力はなかったと回答する農林商工部長に対し、廣澤議員が4回にわたって同趣旨の質問を繰り返したことは、倫理上問題があると考えられる程度の詰問行為に該当すると考えられる。

イ 尋問行為の有無について

一般的に尋問とは、ある事実に対して当事者に口頭で問いただすこととされているところ、音声データの内容に照らすと、廣澤議員は、取り下げ理由に宇陀市議会議員からの圧力があつたのか、なかったのかという質問を繰り返し農林商工部長に対して行っている（諮問書添付資料4、5）。

農林商工部長は一貫して圧力はなかったと回答しているにもかかわらず、廣澤議員から同様の質問が4回も繰り返されている以上、尋問行為に該当すると考えられる。

ただし、尋問行為は、それ自体で直ちに倫理上問題になるものではなく、当該行為が倫理上問題となるのは、その態様や内容等によると考えられるところ、本件では、上述のとおり詰問にあたる態様や内容で行われていることに加え、尋問の相手方を、当事者本人である市長ではなく、農林

商工部長にしている点にも問題があり、すなわち、仮に農林商工部長が圧力があつたと回答しても、それが直ちに市長に圧力があつたことにはつながらない点にも問題があり、廣澤議員には議員という立場上、議会における一般質問等の方法により、直接市長を問いただすことも可能であつたことに照らすと、本件については、尋問行為の中でも倫理上問題があると考えられる程度の詰問行為があつたと考えられる。

ウ 強要行為の有無について

一般的に強要行為とは、相手に無理強いに要求することであると考えられる。

音声データ等によれば、廣澤議員は、農林商工部長に対して同じ内容の問いを繰り返し、自身が望む回答を執拗に求めていたことが推認される。

この点に加え、詰問行為と考えられる態様、農林商工部長の立場が悪くなるといった一種の脅しともとれる発言を総合的に勘案すると、本件については、倫理上問題と考えられる程度の強要行為があつたと考えられる（以上につき、諮問書添付資料4、5、農林商工部長への意見聴取の記録）。

エ 軟禁行為の有無について

音声データが録音された場所は、市役所4階にある議員図書室である。当時、廣澤議員が農林商工部長と八木議員を招き入れた際には4階で面談を行う場所としては、議会図書室しかなかったことは当審査会の調査の結果判明しており、廣澤議員から議会事務局に対して部屋の利用について断りを入れていたことも把握している。

また、部屋の構造上はドアを閉めると閉鎖された空間にはなるが、農林商工部長は、ドア側に近い位置に座っていた点、面談自体の所要時間は25分程度であるので長時間の拘束には至らない点、部屋自体に鍵がかかっておらず自由に出入り可能な状態であつた点を踏まえると軟禁行為はなかつたと考えられる。

しかしながら、面談の場所や面談する相手への一定の配慮には欠けていたと言える。話の内容や緊急性に照らし、職員の不信感や疑義が生じる余地の少ない担当課窓口で話をするか、議員応接室が使用できなかったのであれば別日程で同室を利用するといった選択肢もあつたと考えられ、たとえ議員図書室を利用するにしても、ドアを少し開けておく等の配慮が必要であつたと言えよう。

オ 倫理違反の有無

面談で本件のような事項を尋ねる行為自体は、議員の調査権限として妨げられるものではなく、ましてやその対象が議案の取り下げというあまり例の無い事項であれば、尋ねたとしてもそれ自体で倫理上疑義が生じるものではない。

しかし、今回の面談は、上記のとおり恫喝行為や軟禁行為とまでは認められないが、詰問行為や強要行為には該当すると考えられ、また、面談時に一種の脅しともとれるような発言も認められる。これは廣澤議員が、市民の代表として有する自らの言動の重みや職員に対する事実上の影響力に対する自覚が不十分であることによるものと考えられ、このことが農林商工部長を精神的に委縮させ、恐怖心を与える結果につながったものと考えられる。

廣澤議員としては、宇陀市議会議員の圧力で市長が議案を取り下げたのであれば、市民の利益を損なうのではないかと危惧し、その真実を問いただすのは議員の役目だという正義感で行動したものと考えられるが（令和5年1月17日受付の代理人通知書）、その場合であっても、自らが市民の代表であることに思いを致し、自らの言動の重みや職員への事実上の影響力に対する自覚を要すると考えられる。

廣澤議員は、議員として、市長に対して一般質問等を通じて本件について直接問いただす権限があったものであり、市民の代表として、議場のごとき公の場で直接市長を問いただす意義は大きかったものと考えられるところ、かかる権限を行使せず、圧力を受けたとされる直接の対象者たる市長ではなく、農林商工部長を相手として、倫理上問題があると考えられる程度の詰問行為や強要行為にわたる面談を実施したものである。

また、令和4年9月21日全員協議会において行われた議会議員による廣澤議員への調査の中で、廣澤議員は、農林商工部長に対する謝罪を、公室長に依頼したことを認めている。謝罪の依頼をした理由についても、面談時の雰囲気踏まえ、農林商工部長が気を悪くしてはいけなかったためとしており、自身の実施した面談に一定の問題があったことを認めている。また、廣澤議員は、面談の翌日に農林商工部長と出会った際、直接謝罪を行っている（以上につき、諮問書添付資料8の24頁・25頁、同資料9）。

以上を踏まえ、当審査会としては、第1諮問事項に係る廣澤議員の一連の言動は、議員としての品位を損なうものであったと考え、宇陀市政治倫理条例第4条第1項第1号に違反するものと判断した。

(少数意見)

我々2名の委員は、第1 諮問事項に係る廣澤議員の一連の言動について、3名の委員による多数意見と異なり、宇陀市政治倫理条例第4条第1項第1号に違反するとまでは言えないと考えるため、宇陀市議会議員及び住民に対する情報提供のため、意見を述べるものである。

まず、多数意見が述べる、恫喝行為、軟禁行為の不存在については、意見を異にするものではない。

また、尋問行為について、それが不適切な詰問行為であることにも異存はないが、面談に係る音声データによる限り、農林商工部長は圧力の不存在について一貫した回答をし、場合により適宜自身の見解や意見を述べていることから、強要行為があったとまでは考えられず、本件諮問書にある「恫喝・尋問・強要行為」は、全体として不適切な詰問行為に該当すると考える。

そして、当該詰問行為が不適切であることについては多数意見に同調するものであり、また、倫理上の疑義なしとまでは言わないが、二代表制を採用する現行地方自治法における議会及び議員の役割に照らし、議員としての品位を損なうとまで言うのには躊躇を覚えざるを得ない。

よって、頭書のとおり、第1 諮問事項に係る廣澤議員の一連の言動について、宇陀市政治倫理条例第4条第1項第1号に違反するとまでは言えないと考える。

なお念のため付言するに、宇陀市議会議員及び住民においては、このような少数意見があるからといって、本答申の多数意見の判断を軽視することのなきようくれぐれもご留意いただきたい。

(3) 第2 諮問事項について

当審査会は、第2 諮問事項に係る廣澤議員の発言について、市長への口頭による意見聴取、代理人からの書面回答内容及び当審査会の調査結果を踏まえ審議を行った。

まず、廣澤議員が発言した一連の言動について考察すると、発言した側と発言を受けた側において「喧嘩」という言葉については双方の記憶にあり認識していることから、廣澤議員の発言の中に「喧嘩」という言葉は含まれていたものと考えられる。

また、当時廣澤議員の近くにいた者のうち、廣澤議員が「喧嘩うってますのか」という発言をしたとする者がおり、当時の廣澤議員との位置関係等に照らし、相当の信用性が認められる（委任調査の結果報告書の33頁）。

当審査会としては、厳密な廣澤議員の発言については断定できないと考えるが、関連資料や当審査会の調査結果を踏まえ、「喧嘩うってますのか」又

は「喧嘩うっているんですか」との発言があったものとする。

ただし、「喧嘩うってんのか」、「喧嘩うってますのか」、「喧嘩うっているんですか」という表現は違えども、議会終了後に市長のそばに赴き発言した言葉としては、いずれにしても市議会議員としての品位が保たれているとは言い難い表現であるとする。

また、市長は該当議会における一般質問に対し説明を行ったうえで、廣澤議員の個人名を出し議会図書室での面談の出来事について発言している。市長への口頭による意見聴取の中で、市長は感情が昂り、この場で言わないといけないという思いを抱いたと述べていることから、当時の市長の発言は、冷静さを欠く状態でなされたものであったと言える（宇陀市長への意見聴取の記録）。

かかる市長の発言を聞いた廣澤議員が、一時的に冷静さを欠いたことについて全く理解できないわけではないが、議会終了前になされた市長の答弁時の個人名を出した事に対する発言の取消しの動議結果（否決）を踏まえてもなお、議会終了後に感情の赴くまま公の場である議場で発言した言葉としては、倫理上問題があると考えられる程度の不適切な発言であったと考えられる（ただし、恫喝とまでは言えない）。

また、議場で市議会議員の賛否により市長の発言の取消しに係る動議は否決されたところ、このように議会として決定がなされたにもかかわらず、廣澤議員が、市長に近づき「喧嘩うってますのか」又は「喧嘩うっているんですか」との発言に至ったことは、議会の決定を軽視するものであり、廣澤議員が市民の代表者である議員としての立場にあること照らせば、この点を看過することはできない。

仮に、議会の決定に対して不服を申し立てるのであれば、議会を中断を申し入れたり、しかるべき方法によって市長の発言に対し抗議を行ったりする等、議会のルールに則った適切な方法があったはずである。

かかるルールによらずに行われた市長に対する上記不適切な発言は、市議会議員としての品位に欠ける行為であるといわざるを得ない。

以上を踏まえ、当審査会としては、第2 諮問事項に係る廣澤議員の一連の言動は、議員としての品位を損なうものであったと考え、宇陀市政治倫理条例第4条第1項第1号に違反するものと判断した。

（少数意見）

私は、第2 諮問事項に係る廣澤議員の一連の言動について、4名の委員による多数意見と異なり、宇陀市政治倫理条例第4条第1項第1号に違反するとまでは言えないと考えるため、第1 諮問事項と同様に、議員及び住民に対する情

報提供のため、意見を述べるものである。

まず、廣澤議員による「喧嘩うってますのか」又は「喧嘩うっているんですか」との発言が、議員の言動として適切さを欠くことについては多数意見に同調するものである。

ただ、当該発言に至ったのは、答弁で廣澤議員の個人名をあげることについて、必ずしもその必要性があるとまでは考えにくい市長の発言をきっかけとしたものであり、また、表現の適切さは欠くとしても、その内容自体は市長に対する意思の確認と考えられるべきものであって、誹謗中傷や侮辱の類ではなく、ことさら市長に恐怖を与えようとするものとも言えない（その意味で、恫喝にはあたらないことは多数意見の結論と同じである）。

以上の事情に照らすと、議場で市議会議員の賛否により市長の発言の取消しに係る動議が否決されたことを踏まえてもなお、議員としての品位を損なうとまで言うのには躊躇を覚えざるを得ない。

よって、頭書のとおり、第2 諮問事項に係る廣澤議員の一連の言動について、宇陀市政治倫理条例第4 条第1 項第1 号に違反するとまでは言えないと考える。

本少数意見に関する付言事項については、第1 諮問事項に係る少数意見における付言事項と同様であるが、第1 諮問事項に係る少数意見は2 名の委員によるものであるのに対し、第2 諮問事項に係る少数意見は1 名の委員によるものであることについて、追加で付言しておく。

6. 市政倫理に係る付言

今回の諮問事項については、音声データがあったことや、農林商工部長が市長に報告したことから表面化したものと考えられるが、他に類似の事例がないとは言い切れない。

その意味では、本答申をもって、廣澤議員はもちろん、他の市議会議員についても、市民の代表としての自身の立場や職員に対する事実上の影響力を自覚したうえで、日ごろの議員活動において、倫理上問題とされうる節度を欠くような言動がないかを振り返っていただく機会としていただきたい。

また、本件を通じて、市民には、今回の諮問事項にあるような言動が常態化しているのではないかといった疑問も生じないわけではないから、当審査会としては、本答申をもって、全ての議員が今一度自らの言動が周囲からどのように受け止められるのかを考える学びの機会として受け止めていただき、議員相互間の信頼関係や、議員と市長をはじめとする市職員との間の信頼関係の構築に取り組んでいただくことを希望するものである。

議員も市長も職員も、実現すべきは地方自治法第1 条の2 第1 項に定める住

民の福祉の増進である。

かかる自治体の究極目的の実現に向け、議員、市長、職員がそれぞれ自らの職責を自覚しつつ活動している中で、今回のようなことが起こったのは誠に遺憾である。

市政関係者のうち、特に市長及び議員においては、二元代表制に基づく市民の代表者として、常に高い見識と高潔な人格の陶冶に努めていただき、万一、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、宇陀市政治倫理条例第4条第2項に基づき、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにされることを期待するものである。